

高槻市告示第 140 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一部指定解除について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、平成 23 年高槻市告示第 409 号により指定した形質変更時要届出区域の一部について、指定を解除する。

平成 28 年 3 月 14 日

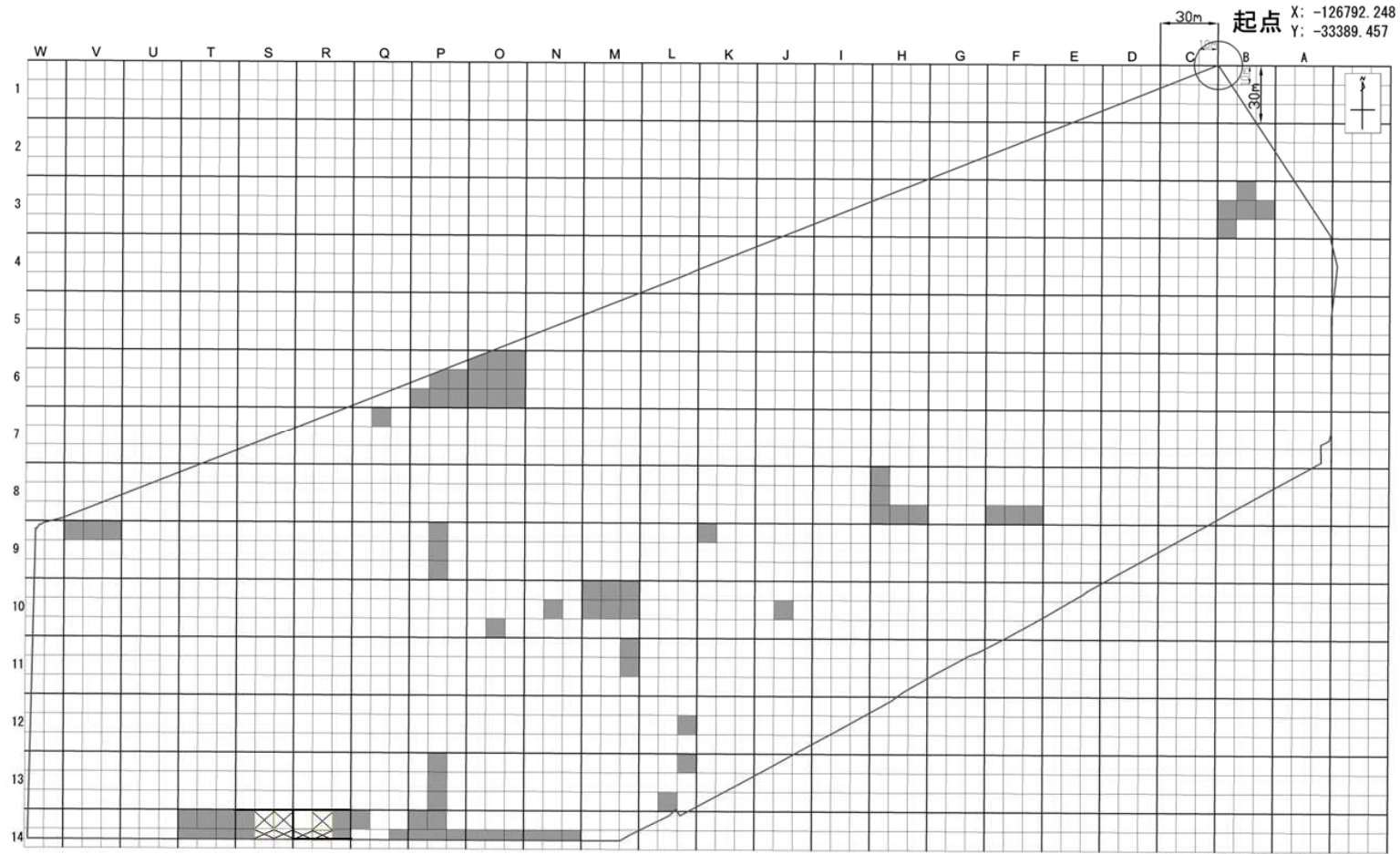
高槻市長 濱田 剛史

- 1 指定を解除する区域
八丁畷町 180 番 1、180 番 2 の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（掘削除去）

凡 例

■ : 形質変更時要届出区域

☒ : 指定を解除する区域



※起点は、敷地北端部に位置する図根三角点とする。
 ※起点の座標値は、国家座標系による。

別図：形質変更時要届出区域